

下水道政策研究委員会の公開について

- 委員会は原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 委員会時における撮影等は冒頭のみ可とし、検討会中の撮影等は禁止とする。
- 委員会の資料は原則として公開とする。ただし委員長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 委員会の議事概要は出席者の確認を取った上で公開する。
- 委員会の資料及び議事概要については、委員会後、国土交通省及び日本下水道協会のホームページに公表する。